物価_至儀

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県名	三重県
地方公共団体名	伊賀市
都道府県・市町村コード(5桁)	24216
担当部局課名	企画振興部地域創生課
担当者氏名	内山　真

電話番号	0595-22-9623
メールアドレス	shinsei@city.iga.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）		
	国の令和5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	322,123
	国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	700,000
	国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	12,526
	国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	249,000
	国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	8,893
	国の令和5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–

既配分額 国の令和5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	–
既配分額 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	491,792
既配分額 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	12,526
既配分額 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	–
既配分額 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国の令和5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–

今回配分予定額 国の令和5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	186,129
今回配分予定額 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	122,948
今回配分予定額 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	–
今回配分予定額 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	249,000
今回配分予定額 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	8,893
今回配分予定額 国の令和5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–

配分予定額計 国の令和5補正予算分（推奨事業メニュー分）交付限度額①	186,129
配分予定額計 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）給付費 交付限度額②	614,740
配分予定額計 国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分）事務費 交付限度額③	12,526
配分予定額計 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費 交付限度額④	249,000
配分予定額計 国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費 交付限度額⑤	8,893
配分予定額計 国の令和5予備費分（給付支援サービス分）交付限度額⑥	–
配分予定額計	1,071,288

（単位：千円）

国の令和5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額① （令和5年11月通知分）	186,129
国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額② （令和5年11月通知分）	491,792
国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②（令和6年1月通知分）	122,948
小計 交付限度額②	614,740
国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③ （令和5年11月通知分）	17,564
国の令和5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③ （令和6年1月通知分）	4,391
小計 交付限度額③	21,955
国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④ （令和5年12月通知分）	655,130
国の令和5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤ （令和5年12月通知分）	47,166
国の令和5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥ （令和6年1月通知分）	–

自動計算分	–
手動入力分	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計（自動計算分＋手動入力分）（交付限度額①を上限とする）	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	9,429
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費）交付限度額④に係る希望額）	406,130
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費）交付限度額⑤に係る希望額）	38,275
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）	–

交付限度額計	1,525,122

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑬を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国の令和5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国の令和5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国の令和5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国の令和5予備費分（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分）給付費	B3 国の令和5予備費分（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分）事務費	B4 国の令和5予備費分（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要 ①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業期間	事業期間 ※可変部分 ※この他は変えれません。	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP, 広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に応じ変更されている対象分野）	備考2（事業の終期が令和6年3月を超えることが見込まれる場合、その事情） ※可変部分 ※この他は変えれません。	備考3	自治体での予算区分
											合計	1,292,542	1,292,542	322,123	700,000	12,526	249,000	8,893	–	–										
											合計	1,292,542	1,292,542	322,123	700,000	12,526	249,000	8,893	–	–										
高押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業（追加給付）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		712,526	712,526	–	700,000	12,526	–	–	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯10000世帯×70千円 事務費　12526千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）役務費（郵送料等）業務委託料　人件費　として支出］ ④R5年度分の住民税非課税世帯（10000世帯）	–	○	–	R5.12	R8.4以降	対象世帯に対して令和8年1月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件　キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業（均等割世帯）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		204,835	204,835	–	–	–	200,000	4,835	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金200,000千円（100千円×2,000世帯）、事務費4,835千円 ④令和5年度分の住民税均等割の非課税世帯	–	○	–	R6.1	R8.4以降	対象世帯に対して令和8年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件　キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金事業（子育て加算）【物価高騰対策給付金】	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	–		53,058	53,058	–	–	–	49,000	4,058	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金49,000千円（50千円×980世帯）、事務費4,058千円 ④令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付対象世帯の25ｔ、基準日において18歳以下の児童（基準日以降に出生した新生児を含む）を扶養等している子育て世帯	–	○	–	R6.1	R8.4以降	対象世帯に対して令和8年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌等	対象分野に関連しない	計画に関する諸条件　キ 算出の根拠となる事業の確定等の調整のために不測の日数を要し、計画を再検討した結果、交付対象事業の完了が3月下旬となるため		R5補正（地）
	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4										–	–	–	–	–			–										
	扶助給付（一体給付）	5										–	–	–	–	–			–										